

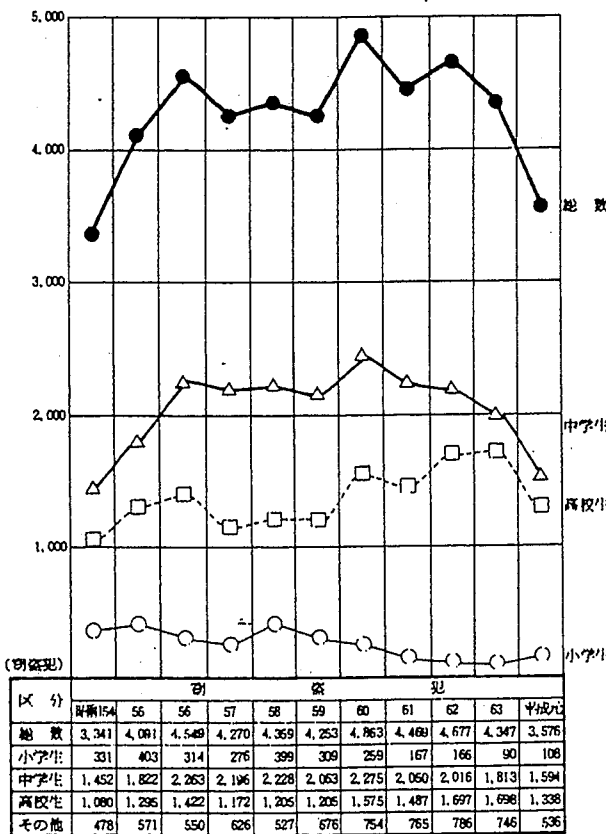
窃盗・万引

平成2年4月 広島県教育委員会

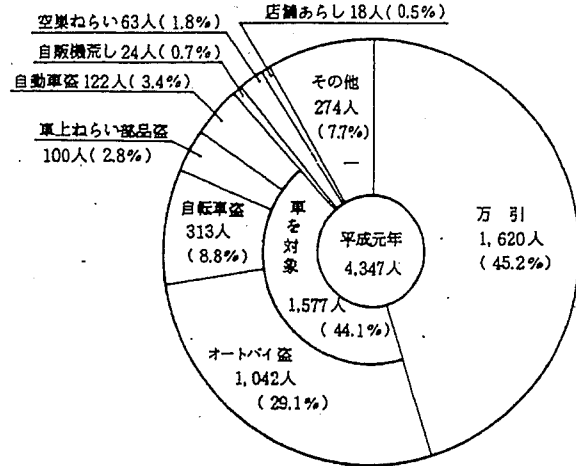
1. 窃盗・万引の実態

(県警資料から)

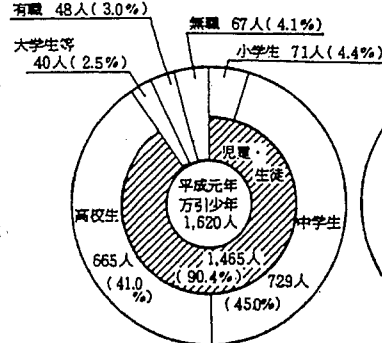
(1) 年次別推移



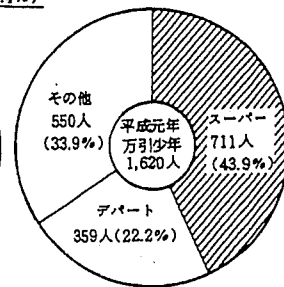
(2) 窃盗の内容



(3) 万引をした少年の内訳



(4) 万引の場所



(5) その他の傾向

- ア 刑法犯少年の約75%が窃盗である。
- イ 少年の万引きの半数以上が単独で行われたものである。
- ウ 万引で補導された少年の約9割が初めてのときに補導されている。
- エ 万引をした少年の男女別では、女子が約6割、男子が約4割を占めている。
- オ 少年の車への関心を反映してオートバイ盗が増加傾向にある。
- カ 5,000円未満の品物を万引した事例が半数以上を占めている。

2. 窃盗の動機

(1) 盗みのスリルを味わうもの

特定の物を所有することが目的ではなく、盗むことの冒険とスリルを楽しみ、成功感を味わうことが目的のタイプ。この種のは集団で行われることがほとんどで、集団心理によって極めて大胆な行動をとることが多い。

(2) 自己顕示欲によるもの

学校や家庭での生活で、正当に自己の存在を示すことができないような場合に、盗みによって自己を誇示することがある。これが仲間から認められると一層拍車がかかけられ、ますます深みにはまるようになる。

(3) 自己の所有欲をみたすためのもの

現在の社会には多数の品物がはん濫し、人々の所有欲をかきたてている。また、物に対する価値意識が低くなっている。自己抑制力が弱い場合、自己の所有欲のままに品物に手を出す事例が多い。

(4) 心理的な原因から発生するもの

親子、兄弟関係など人間関係の障害から発生する場合がある。人間関係からの不満や不安があって、意識的、または無意識的に報復的な行為として盗みをした事例もある。

3. 指導の実際

事例

(1) 概要

10月中旬、高校2年生A子の生活態度について個人指導をしている際に、3年生B男からジバン、装飾品などをプレゼントしてもらっていることが分かった。それに関してB男を指導していくにつれて、それらの品物が万引されたものであり、B男のクラスのC男、D男も常習的に万引をしていることが判明した。市内の商店だけでなく、日曜日にはE市やF市のスーパーマーケットやデパートで、2人又は3人で万引を行っていた。さらに盗品を自分の部屋に飾ったり、友人に与えたりしている状況もあった。こうしたことを当該クラスの一部の生徒は知っており、大きなうわさになる寸前であった。

(2) 生徒について

ア B男

入学当初から生活態度が乱れ、遅刻、早退、欠課、異装などの問題があり、指導を継続してきたが、十分に改善されなかった。母と姉と本人の3人家族で経済的には安定していた。B男は過保護に育てられており、日常の行動に「甘え」があり、「このくらいは」とか「なんとかなるだろう」といった安易な生活態度がみられた。

イ C男

無口で温和な性格であり、クラス内では目立たない存在で、自分から積極的にリーダーシップをとるタイプではなかった。

両親は子どもの生活には干渉せず、放任に近い状況であった。母親はC男の室内に見えない品物があることに気づいていたが、そのことについて問いただすことはしていなかった。

ウ D男

気が小さく付和雷同的に行動するところがあった。父親の指導力が弱く、子どものことは母親に任せきりであった。母親は細かい点まで口やかましく干渉するタイプであり、D男に対し期待過剰の面があった。しかし、D男の学習成績は思うように向上せず、D男はそのことに大きな悩みをもっていた。

(3) 要因の推察

ア 3人とも最初の万引(2年生のとき)に成功して以来、「スリル」と「得をする」という意識によって常習化していき罪の意識が希薄になった。(早期発見、早期指導の大切さを物語る。)

イ 過保護、放任、期待過剰と内容こそ違うが3人の家庭はいずれも子どもの養育態度に問題があり、耐性の不足、欲求不満、情緒不安定などをもたらす状況があった。(家庭における望ましい人間関係の大切さを物語る。)

ウ 当該クラスの一部の生徒で3人のことがうわさになりながら、それをクラスの仲間力によって正すことができなかったクラスづくりの弱さや、このことに気づき、適切な指導を進めることのできなかつた等、ホームルーム指導や、生徒理解の面で不十分な点があった。(真の友情に支えられたクラスづくり、心のひだにふれる生徒理解の大切さを物語る。)

(4) 生徒への指導

ア 本人たちに行為に対する社会的責任の重さを認識させるため、本人、保護者、担任、生徒指導部が関係業者を訪問して謝罪した。

また、万引が法を犯すものであることを認識させるため、指導に当たっては警察署の少年係と慎重な配慮のもとに連携をとり、本人、保護者、学校が共に反省する機会をもった。

イ 家庭反省をさせるなかで、今までの生活態

度について考えさせるとともに、社会規範と個人とのかかわり、人間の弱さ、人間としての誇りなどについての読書指導を行い、反省日誌を書かせ、行動のあり方、人間の生き方などについて指導した。

ウ その間、ホームルーム指導では、労働の尊さ、「商品」のもつ意義を考えさせるとともに窃盗の反社会性を明確にして今回の問題を他人ごととせず、自らの問題として考えさせる指導を行った。また、クラスでB・C・D君をどう支えていくかについて指導した。

エ 3人に対し進路について考えさせ、そのためにこれから為すべき課題を明確にするよう指導、援助を行った。反省後は毎日の努力目標を設定させて、担任が各教科担任と連携し、それをやりきらせる指導を継続的に行った。

オ 現在、B男は就職、C男、D男は進学し、それぞれ目標に向かって努力している。

(5) 指導上配慮した点

ア この問題を機に学年会、生徒指導部の提起によって担任、副担任の連携の強化について共通理解がなされた。

イ 事実の確認にあたっては、担任、生徒指導部が連携して教育相談的な態度で生徒に接し、一方的説論にならないように配慮した。

ウ 家庭訪問をくり返すなかで、教師と保護者が心を開いて話し合い、生徒の立ち直りを図るためのお互いの課題について確認し合った。

エ 校内研修においてこの事例をとりあげ、問題行動を未然に防止するための日常の生徒指導の在り方について研修を行った。

4. 指導上の留意点

(1) 心のふれあいを大切にす指導

ア 各教師は、教科指導やクラブ活動などの指導において児童生徒とのふれあいを深め、児童生徒のもの見方、考え方、行動の実態等を日常的に把握し、学級担任との連携の中で適切な指導を行う。

イ 教育相談などによって、児童生徒の心理的葛藤や悩み、願いを的確に把握してそれに応える指導を充実する。

ウ 学級担任は、家庭との連携を緊密にして、児童生徒の家庭での生活実態を十分に把握し、それに基づいて家庭や学校がそれぞれの課題を明確にして取り組む。

(2) 学校生活を充実させる指導

ア 万引をした児童生徒の中には、将来への展望が確立されていない者が多くみられる。この点に留意した個別指導を充実し、児童生徒に目標をもたせ、学業に専念させるための指導や援助に努める。

イ クラブ活動や部活動への積極的な参加をすすめる、児童生徒のエネルギーを正しく発散させる。

ウ 学級・ホームルーム指導等において、人間としての生き方、社会規範と個人のかかわりなどを教材化して、道徳的実践力を身につけさせる。

エ 学級・ホームルーム活動、児童・生徒会活動を充実させ、児童生徒の学校や学級への所属感を高める。さらに、友情や連帯心を養い、学校生活に生きがいをもたせる。また、まちがったことは許さないという集団の教育力を高める。

(3) 校外生活の健全化を図る指導

校外生活の望ましいあり方について日常的に指導する。また、長期休業中や試験終了後などの健全な過ごし方の指導に留意し、誘惑や衝動的欲望に負けない自省心の大切さを指導し実践させる。

(4) 学校と家庭との連携による指導

ア 学校通信、PTA通信、地区懇談会、クラス懇談会などで、今日の問題行動の実態などを知らせるとともに、学校の指導方針の周知徹底を図る。また、保護者の在り方などについて啓発活動を推進する。特に、保護者として子どもの持物、服装の変化、部屋の状況、友人関係、帰宅時間、生活のリズムなどを十分に把握してもらい、学校と協力して一貫した指導を進めてもらうよう理解を求める。

イ PTA関係の諸会合を活用して、青少年の

心理や、しつけの在り方についての理解を深め、家庭の教育力を高めるようにする。

- (5) 校外指導の推進と関係諸機関・団体との連携
ア 校外指導連盟、学警連、生徒指導連絡協議会、少年補導協働員などと連携して、校外指導を積極的に進めるとともに、互いに協力して環境の浄化に努める。
イ 学校独自の指導計画を立て、盛り場、スーパーマーケット、商店街などを中心に校外指導を

行う。

ウ 地域のデパート・スーパーマーケットなどに対しては青少年健全育成の観点から「声のかけあい運動」「特定フロアへの店員の配置」などを要請する。

また、営業上の配慮などによる穏便な措置が常習化の原因となることが多いので、早期指導の重要性からも、たとえ軽微なものであっても学校へ連絡するよう依頼する。

「窃盗」など問題行動を防止するためのチェックポイント

1. 学校の指導態勢について

- (1) 学校の指導方針について全教職員の共通理解が図られているか。
- (2) 組織的な指導態勢ができているか。
- (3) 各部、各学年、各教師の校内連携は円滑に行われているか。
- (4) 校外指導計画が立てられ、全教師で取り組む態勢ができているか。
- (5) 児童生徒を積極的に学校行事やクラブ活動などに参加させるための取組みが行われているか。
- (6) 授業への興味や関心を深めるための研究実践が組織的に進められているか。
- (7) 校内で生徒指導に関する事例研究会を定着させ、児童生徒が窃盗など問題行動に至る原因、背景などについて学習を深め、その指導方法等について研修をすすめているか。
- (8) ホームルーム・学級指導などで窃盗が罪であることを認識させる具体的な指導を行っているか。
- (9) 欲望をコントロールする自制心を培うことや、社会生活を送るうえでのきまりの大切さを自覚させる指導を行っているか。
- (10) 関係諸機関・団体や家庭・地域との連携は緊密に行われているか。

2. 児童生徒理解について

- (1) 家庭生活について
 - 児童生徒が家庭生活に対する不平や

不満をもっていないか。

- 保護者の養育態度に子どもの発達を阻害するような面はないか。

- 子どもの家庭内外の生活を保護者が十分に把握しているか。

(2) 学校生活等について

- はっきりした生活の目標や計画をもって生活しているか。

- 欲求不満や劣等感などいろいろな悩みから学校生活に不適應を起こしてはいないか。

- 自制心に欠け規則や約束を平気で破るようなことはないか。

- 学習に対する集中力を失ってはいないか。

- 学校行事、ホームルーム・学級活動、生徒会活動など集団的な行動を避けるような面はないか。

- 帰宅時間が不規則であったり、無断で外泊したりするようなことはないか。

- 服装や髪型などの急激な変化はないか。

- 校外の「非行グループ」(暴走族など)と関係をもっていないか。

3. 事後の指導について

- (1) 児童生徒を立ち直らせるという観点に立つ事後指導について共通理解を図り、組織的継続的な指導が進められているか。

- (2) 児童・生徒会活動、ホームルーム・学級会活動の充実によって自らの問題を自らで解決していく集団の教育力が培われているか。